発行日　2024年　7月　1　日　　　　発行元　　尼崎市「園田南」地域包括支援センター

園田南地域包括支援センター便り

脳の病気「　認知症　」受容までの道のりと、高齢者虐待について

　歳を重ねても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい。わたしたち誰もが抱く、願いです。けれども、コロナ禍の日々を経て、フレイル(虚弱)や認知症が進行し、今までできていたことができなくなり、困っている方が増えていませんか？

　特に、**脳の疾患である認知症を冷静に受けとめることは　本人、家族ともに非常に難しく、**否定や拒絶、混乱等の気持ちが、心のなかを行き来します。お互いに感情的になり、関係性が壊れてしまうことも。「気づかれたくない・・・」と誰にも相談できないまま、家族だけでなんとかしようと奮闘、落胆を繰り返すうちに、**意図せず高齢者虐待の状態になっていることもある**のです。

どのようなことが高齢者虐待にあたるのか？

鍵をかけて閉じ込める、世話をしない、精神的な苦痛を与える、年金や財産を勝手に使う等
→本人の生活や医療、介護に支障がでていないかが判断のポイント。

虐待かも？と感じたら・・・

高齢者の居住実態のある地域の、地域包括支援センターへ、まずはご相談ください。

市へ報告後、事実確認を行い、虐待の可能性の有無を包括職員間で検討します。可能性がある場合は市と協議し、**市が虐待の認定を行い、対応方針を決定**します。市が虐待と認定しない場合も、担当ケアマネジャー等の関係機関とともに、状況の改善を図ります。

個人情報を伝えてもいいの？

高齢者虐待防止法第７条や個人情報保護法第23条に、**通報義務が守秘義務よりも優先される**ことが書かれています。また、**誰が通報したかは決して漏らしません。**

発行日　2024年　7月　1　日　　　発行元　　尼崎市「園田南」地域包括支援センター

高齢者虐待防止法は、養護者(お世話をしている人)を支援し、高齢者の権利利益を守ることを目的としている法律です。日々の生活のなかの”虐待の芽”。地域の皆さんが”気づきの眼”をもつことで、高齢者虐待が深刻化する前に必要な介護サービスや制度につながり、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能になります。

高齢者虐待発見チェックリスト(一般の方向け)

○印	ご近所にこんな世帯はありませんか？○がつく項目が多いほど、支援が必要な可能性が高いです。
	1「暴力を受けている」「怒鳴られる」「年金を取られる」などの訴え
	2　アザや傷があるが、理由を聞いてもはっきりしない
	3　家族が介護でとても疲れ、高齢者の悪口を言っている
	4　介護や病気について相談する人がいないようだ
	5　一人暮らしや高齢者世帯で、最近、姿を見なくなった
	6　高齢者を訪ねると、家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
	7　昼間でも雨戸が閉まっている
	8　家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
	9　郵便受けが新聞や手紙でいっぱいになっている
	10 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
	11 暑い日や寒い日、雨なのに高齢者が長時間外にいる
	12 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることが多い
	13 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
	14 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
	15 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

(　東京都『高齢者虐待防止と権利擁護』より引用・改変　←　『尼崎市高齢者虐待防止マニュアル』に掲載)

地域包括支援センターは、地域の高齢者の方の「よろず相談窓口」です。遠慮なく、ご相談ください！！

担当地域　：　上坂部　/若王寺　/東園田町８～９丁目　/御園　/口田中
瓦宮　/小中島　/東塚口町　/戸ノ内　/戸ノ内町

下坂部４丁目１１～１３番

南塚口町１～４丁目・５丁目１～１２番・６丁目１～９番

（問い合せ先）尼崎市「園田南」地域包括支援センター

電話 06-6494-8087　ＦＡＸ 06-6494-8086